

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月18日作成)

法令名	北海道個人情報保護条例		
根拠条項	第14条、第28条、第35条		
許認可等の種類	① 自己に関する個人情報の開示を請求する権利 (第14条) ② 自己に関する個人情報の訂正を請求する権利 (第28条) ③ 自己に関する個人情報の利用停止を請求する権利 (第35条)		
法令の定め	① 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。 ② 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正 (追加及び削除を含む。) を請求することができる。 ③ 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1)～(3) 省略		
審査基準	開示、訂正、利用停止に係る基準は、条例の定め尽くされているため、審査基準を設定しない。		
標準処理期間	総期間	14日 一月(注: 休日は含まない。) 30日 一月(注: 休日は含まない。) 30日 一月(注: 休日は含まない。)	(開示請求) (訂正請求) (利用停止請求)
	経由機関	日・月 ()	
	協議機関	日・月 ()	
	処分機関	日・月 ()	
処分担当課	建設部収用委員会事務局	(電話番号: 011-231-4111 内線 29-183)	
申請先	同上	(電話番号:)	
問い合わせ先	同上	(電話番号:)	
備考			